

電磁的な方法による届出等の努力義務等、新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等及び新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出に係る規定の施行に係るQ & A

令和5年4月1日時点

【電磁的な方法による届出等の努力義務等関係】

Q 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第2項及び第3項の医師の届出に係る電磁的方法には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステム又は新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（自治体システムと連携がなされているものを含む。以下「HER-SYS」という。）等が該当します。

Q 法第12条第5項及び第6項の電磁的方法であって、当該届出の内容を報告等すべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものには、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステム又はHER-SYSが該当します。

Q 法第13条第3項及び第4項、第14条第3項並びに第14条の2第4項の獣医師の届出及び感染症の発生の状況及び動向の把握に係る電磁的方法には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステムが該当します。

Q 法第15条第13項及び第14項の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に係る電磁的方法には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステム又はHER-SYSが該当しますが、別に定めがある場合には、電子メール等も該当します。

Q 法第 44 条の 3 の 2 第 4 項及び第 50 条の 3 第 4 項の検体の提出要請等に係る電磁的方法には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、国立感染症研究所ゲノムサーベイランス (COVID-19 Genomic Surveillance Network in Japan) が該当します。

Q 法第 44 条の 3 の 3 及び第 50 条の 4 の患者の退院等の届出に係る電磁的方法には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 後日お知らせします。

Q 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項の「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に情報を記録するものであり、かつ、同項又は同条第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報をすべき者及び当該報告又は通報を受けるべき者が閲覧することができるもの」には、具体的に、どのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステム又は HER-SYS が該当します。

Q 規則第 4 条の 2 第 1 項の「その他必要と認めるもの」には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 電子メール等が該当します。

Q 規則第 9 条第 3 項の「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に第一項に定める事項を内容とする情報を記録するもの」には、具体的にどのようなものが該当しますか。

(答)

- 現在運用されているシステムとしては、感染症サーベイランスシステムや HER-SYS 等が該当します。

Q 令和5年4月1日以降、自治体から国に対して行う新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する総数のみ報告については、法第15条第13項の電磁的方法による報告義務の対象外ですか。

（答）

○ 貴見のとおりです。

Q 規則第4条の3の第二種感染症指定医療機関には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年12月8日法律第106号。以下「平成18年改正法」という。）附則第6条第1項の規定により第二種感染症指定医療機関の指定を受けたものとみなされるものも含まれますか。

（答）

○ 貴見のとおりです。

【新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等関係】

Q 法第44条の3の2第1項及び第50条の3第1項の「その他の必要な情報」には、具体的にどのようなものを想定していますか。

（答）

○ 現時点において具体的に念頭に置いているものはありませんが、実際に適用される場面で必要があれば、改めてお知らせします。

Q 規則第23条の8第1項第3号及び第23条の13第1項第2号の「その他必要と認める者」には、具体的にどのような者を想定していますか。

（答）

○ 現時点において具体的に念頭に置いているものはありませんが、実際に適用される場面で必要があれば、改めてお知らせします。

Q 感染症指定医療機関等から保健所等で検体を確保する流れになりますが、一度に大量の検体を確保することになると、負担が大きいです。効率的な方法を提示してもらえませんか。

（答）

○ 今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応における検体の収集・搬送の体制に関する事例や課題等を踏まえながら、参考となる事例を追ってお示しする予定です。その上で、平時から、地域の実情に応じて、検体の収集・搬送の体制を検討していただきたいと考えています。

【新型コロナウイルス等感染症等の患者の退院等の届出関係】

Q 規則第 23 条の 9 第 2 項の「患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握する必要があると認めるとき」については、厚生労働省から個々の感染症の状況等に応じて改めて示されますか。

(答)

- 貴見のとおりです。「入院した患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握する必要があると認めるとき」には、現時点においては、当該感染症の発生初期やその病原性や感染性に変化が生じた場合等、その感染症の特性を迅速に把握する必要性が生じた状況を想定しています。

Q 「患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握する必要があると認めるとき」以外については、「必要と認める期間内」に提出することとされていますが、具体的にどのような内容を想定していますか。

(答)

- 感染症まん延期等においても、現場の負担にも十分に配慮した上で、重症度、転帰等を継続的に把握する観点から、個々の感染症の状況に応じて、合理的期間内とすることを想定していますが、具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。

Q 他の疾患で入院している者が、退院届の対象となる感染症に罹患した場合、規則第 23 条の 9 第 3 項第 3 号の「入院年月日」には、いつの時点に記載することを想定していますか。

(答)

- 法 19 条又は 20 条の規定に基づく入院勧告等がなされた時点を中心として想定していますが、具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。

Q 規則第 23 条の 9 第 3 項第 5 号の「退院時の転帰」には、具体的にどのような項目を記載することを想定していますか。

(答)

- 「退院」、「転院」、「死亡」、「継続入院（法上の入院勧告等の終了時点）」といった項目を想定していますが、具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。

Q 規則第 23 条の 9 第 3 項第 6 号の「入院中の最も重い症状の程度」には、具体的にどのような項目を記載することを想定していますか。

(答)

- 具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。なお、現時点で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) においては、退院届が求められることはありませんが、COVID-19 の事例を参考とする場合、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き」における「軽症」、「中等症Ⅰ」、「中等症Ⅱ」及び「重症」の臨床重症度区分において、入院中の最も重かった区分を記載するイメージを想定しています。

Q 規則第 23 条の 9 第 3 項第 8 号の「その他必要と認める事項」には、具体的にどのような項目を記載することを想定していますか。

(答)

- 具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。

Q 規則第 23 条の 9 第 1 項の第二種感染症指定医療機関には、平成 18 年改正法附則第 6 条第 1 項の規定により第二種感染症指定医療機関の指定を受けたものとみなされるものも含まれますか。

(答)

- 貴見のとおりです。

Q 他の疾患で入院している者が、退院届の対象となる感染症に罹患し、当該感染症に係る入院勧告等の終了後も入院を継続する場合には、いつ退院届を提出することを想定していますか。

(答)

- 入院勧告等の終了時点をもって届出いただくことを想定していますが、具体的には、実際に適用される場面で改めてお知らせします。

Q 第 44 条の 3 の 3 又は第 50 条の 4 の規定に基づき退院等の届出を受理した自治体は、当該規定で定められていない自治体に対しても、感染症対応に当たって必要な範囲で、届出の情報を共有することは可能ですか。

(答)

- 法第 15 条又は個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 69 条の規定に基づく情報共有といったことが考えられますが、各規定の趣旨を踏まえ、個々の場面に応じて、各自治体において適切に対応してください。